南陽市農業委員会委員総会会議録

南陽市農業委員会会長　髙　橋　善　一　は、南陽市農業委員会委員総会を令和２年６月２５日午後２時００分南陽市役所議会全員協議会室に招集した。

1.招　集　委　員　　１３名

2.出　席　委　員　　１１名にしてその氏名は次のとおり

１番　髙橋　善一	２番　黒澤　ちよ子	４番　峠田　一徳
６番　渡部　基司	７番　本間　仁一	８番　安達　芳紀
９番　佐藤　一志	10番　小野　博	11番　渡沢　寿
12番　伊藤　圭一	13番　鈴木　正徳	

3.欠席通告委員　　１名にして氏名は次のとおり

３番　髙橋　誠一　　５番　浅野　厚司

4.出席事務局職員　　南陽市農業委員会　事　務　局　長　大室　拓
同　　上　事務局長補佐　山内　美穂
同　　上　農地係長　嶋貫　信一郎

5.付　議　事　件

日程第１		会議録署名委員の指名
日程第２		会期の決定について
日程第３		諸般の報告について
日程第４	報第１２号	農地法第１８条第６項の規定による通知の報告について
日程第５	議第２２号	農地法第３条の規定による許可申請に対する許可の可否について
日程第６	議第２３号	農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について
日程第７	議第２４号	農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見決定について
日程第８	議第２５号	非農地証明願に対する可否について
日程第９	議第２６号	南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について
日程第10	議第２７号	南陽農業振興地域整備計画農用地利用計画の変更に係る意見決定について
日程第11	承第２号	農業委員会事務の実施状況等の公表について

（開会：ときに午後２時００分）

6.会 議 の 要 領

議長（髙橋会長）　令和２年６月１８日付け南農委告示第７号をもって招集いたしました、南陽市農業委員会　委員総会を開会いたします。

ただいま出席されている委員は１１名であります。

なお、本日欠席する旨の届出があった委員は、３番髙橋誠一委員、５番浅野厚司委員の２名であります。

よって、過半数の出席を得ており、会議規則第７条の規定により会議が成立しますので、ただちに会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配布しております議事日程によって進めてまいります。

議長（髙橋会長）　それでは、日程第１「会議録署名委員の指名」を行います。

会議録署名委員は、会議規則第４０条の規定により議長が指名いたします。

１０番小野博委員、１１番渡沢寿委員の２名を指名いたします。

会議録署名委員　　１０番　小野　博委員
　　１１番　渡沢　寿委員

議長（髙橋会長）　日程第２「会期の決定について」を議題といたします。

会期は、本日１日限りとすることにご異議ございませんか。

……異議なしの声……

議長（髙橋会長）　異議なしと認めます。

よって、本委員会委員総会の会期は、本日１日限りと決しました。

議長（髙橋会長）　日程第３「諸般の報告について」は、別紙諸般の報告書によってご了承願います。

議長（髙橋会長）　次に、日程第４　報第１２号「農地法第１８条第６項の規定による通知の報告について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長　ただ今上程されました、報第１２号「農地法第１８条第６項の規定による通知の報告について」の提案理由を申し上げます。

本案は、農地法第１８条第６項の規定により、本委員会に対し賃貸借の合意解約が成立した旨の通知が１件ありましたので、ご報告するものであります。

議長（髙橋会長）　ただ今、事務局長より説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長　　ただ今、提案されました、報第１２号について、ご説明申し上げます。
　１番につきましては、賃貸人　▲▲の■■■■さんと賃借人▲▲の■■■■さんの賃貸借契約　▲▲字▲▲番▲▲　田　６４２㎡を第三者へ売却予定のため、合意解約するものです。
　こちらは後ほど５条の申請の該当地になっております。

議長（髙橋会長）　　ただ今の報告に対して質疑ございませんか。

……なしの声……

議長（髙橋会長）　　「なし」の声が有りますので、報第１２号は了承いただいたものと認めます。

議長（髙橋会長）　　次に、日程第５　議第２２号「農地法第３条の規定による許可申請に対する許可の可否について」を上程いたします。
　提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長　　ただ今上程されました、議第２２号「農地法第３条の規定による許可申請に対する許可の可否について」の提案理由を申し上げます。
　本案は、農地法第３条の規定により、本委員会に対し所有権移転５件、賃借権設定２件、使用貸借権設定１件、合計８件の許可申請がありましたので提案するものであります。
　農地法第３条第２項各号の規定に基づきご審議のうえ、許可の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（髙橋会長）　　ただ今、事務局長より説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長　　ただ今、提案されました、議第２２号について、ご説明申し上げます。
　１番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲番▲▲　外１筆　畑　合計１，２１７．７３㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。
　２番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲番　畑　２７１㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。
　３番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲番　外１筆　畑　合計１４８㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。
　４番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲番▲▲　田　１，５６０㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。
　５番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲番▲▲　外６筆　畑　合計１，０９８㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

嶋貫農地係長　　６番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので▲▲字五▲▲番▲▲　外一筆　畑　合計２２７㎡について、新規の 10 年で、毎年 11 月 30 日支払、金納となっております。

７番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので　▲▲字▲▲番▲▲　畑　２，５４５㎡について、新規の５年で、毎年 11 月 30 日支払、金納となっております。

なお、６番７番の■■■■さんの契約は、賃貸借契約に解除条件が付された契約となります。

８番につきましては▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲番　外１７筆　田　８，９３７㎡畑９，５４６㎡　合計１８，４８３㎡を新規の１０年契約となっております。

こちらは、■■■■さんのお父さんとその祖父であります■■■■さんが契約していたものを、お孫さんが新規就農するため、お孫さんの名義で借入れするということで、借人の変更ということになっております。

議長（髙橋会長）　　ここで、現地調査について担当委員より、報告をお願いします。

はじめに、議第２２号　１番から４番の現地調査について、６番渡部基司委員より報告をお願いします。

６番（渡部基司委員）　　６月２３日に改めて現地を見て来ました。現地はすぐ近くで毎日のように見ているのですが、１番についてはさくらんぼが作付してあります。

２番３番につきましては、作付けはされていませんが草刈等の管理がされていて周辺の農地への影響はありませんでした。

４番の申請については田んぼですけども、減反としてハウス２棟建ってすぐに、耕せば作付けできる状態でした。

議長（髙橋会長）　　次に、５番の現地調査について、髙橋茂推進委員より、調査していただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

嶋貫農地係長　　髙橋茂推進委員より、６月２０日に現地を確認してきたという報告をいただいております。

現地すべて作付けはされておりませんでしたけども、草刈など管理はされておりまして、周辺農地に影響がないことを確認してきたとご報告をいただいています

議長（髙橋会長）　　次に、６番、７番の現地調査について、１３番鈴木正徳委員より報告をお願いします。

１３番
（鈴木正徳委員）　本日午前中改めて現地を確認して参りました。毎日のように見ている所でございます。■■■■さんの方は１０年以上前に雪でぶどうのハウスが倒壊したままになっていたものを■■■■さんで今年の春先までに整地したところです。現状で草は生えてはいるものの、周辺農地への影響は見られませんでした。

議長（髙橋会長）　お諮りいたします。これより審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……異議なしの声……

議長（髙橋会長）　異議なしと認めます。
それでは、一括して審議いたします。
本案件について、質疑、意見はございませんか。

……なしの声……

議長（髙橋会長）　「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。
本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。
ただいまの案件について、申請のとおり許可することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……全員挙手……

議長（髙橋会長）　妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案件については、申請のとおり許可を付することに決しました。

議長（髙橋会長）　次に、日程第６　議第２３号「農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長　ただ今上程されました、議第２３号「農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます
本案は、農地法に基づく農地転用許可を受けた農地について、事業計画を変更したい旨の申請が１件ありましたので提案するものであります。
農地法関係事務処理要領に基づいてご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（髙橋会長）　ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長　　ただ今、提案されました議第２３号について、ご説明いたします。
１番につきまして、平成２年２月１６日に農地法５条で転用許可になりました案件の事業計画変更になります。
当初の計画では、▲▲の■■■■さんが貸借権設定により資材置場として利用されましたが、転用許可をうけた借り人の■■■■さんは既に死亡し、現在は土地所有者に返却されています。
このたび、申請地を■■■■さんが■■■■さんの運営法人でありますけども、■■■■さんの敷地として駐車場及び車庫敷地として利用するために、最初の土地利用計画を変更して、隣接農地とともに農地転用申請するために、平成２年に転用許可を受けた案件の事業計画を変更する申請があったものです。
以上です。

議長（髙橋会長）　　ここで、議第２３号の現地調査について、
４番峠田一徳委員より、報告をお願いします。

４番
（峠田一徳委員）　　この案件につきまして６月１８日に、私と浅野厚司委員、嶋貫係長と３名で事業計画変更１件の現地調査を行って参りました。
この案件については、すでに砂利が敷かれており以前は資材置場として利用されていた形跡がありましたが、現在は使用されておらず申請どおりであったことをご報告申しあげます。

議長（髙橋会長）　　本案件について審議に入ります。
質疑、意見はございませんか。

……なしの声……

議長（髙橋会長）　　「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長（髙橋会長）　　本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件について、申請のとおり許可することが妥当と認める委員は、挙手願います。

……全員挙手……

議長（髙橋会長）　　妥当と認める委員が、全員と認めます。
よって、本案は、変更申請のとおり許可相当の意見を付することに決しました。

議長（髙橋会長）　　次に、日程第７　議第２４号「農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長　　ただ今上程されました、議第２４号「農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、農地法第５条第１項の規定により、本委員会に対し５件の許可申請がありましたので、提案するものであります。

関係法令、通達及び農地転用許可基準に基づいてご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（髙橋会長）　　ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長　　ただ今、提案されました、議第２４号について、ご説明申し上げます。

１番につきましては、▲▲の■■■■さんが、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんから、▲▲字▲▲番▲▲外６筆　畑１１５９㎡現況雑種地４５４㎡　合計１，６１３㎡を所有権移転し、駐車場及び車庫敷地として利用するため、申請があったものです。当該地は、農地区分が原則転用許可できない第１種農地ではありますが、例外規定の既存敷地の拡張に該当し、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。なお現況雑種地となっている部分につきましては先ほど事業変更で審議いただいた土地になってございます。

２番につきましては、▲▲の■■■■さんが、▲▲の■■■■さんから、▲▲字▲▲番▲▲　畑　外３筆　合計１４４．２１㎡を所有権移転し、家庭菜園などとして利用するため、申請があったものです。当該地は、農地区分第３種農地と判断でき、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

３番につきましては、▲▲の■■■■さんが、▲▲の■■■■さんから、▲▲字▲▲番▲▲　田　９４５㎡を所有権移転し、店舗用地として販売するため、申請があったものです。当該地は、農地区分第３種農地と判断でき、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

４番につきましては、▲▲の■■■■さんが、▲▲の■■■■さんから、▲▲字▲▲番▲▲　田　６４２㎡　を所有権移転し、家庭菜園及び雪捨場地として利用するため、申請があったものです。当該地は、農地区分が原則転用許可できない第１種農地ではありますが、例外規定の集落に接続する住宅用地に該当し、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

５番につきましては、▲▲の■■■■さん外１名が、▲▲の■■■■さんと使用貸借権を設定して、▲▲字▲▲番▲▲　畑　　外１筆　２３１㎡に、一般住宅を建築するため、申請があったものです。当該地は、農地区分第３種農地と判断でき、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

議長（髙橋会長）　　ここで、議第２４号　１番から５番の現地調査について、４番峠田一徳委員より、報告をお願いします。

４番
（峠田一徳委員）

第５条の現地調査につきましてご説明申し上げます。

１番目の案件につきましては、説明ございました通り、■■■■さんが新しく作るのに際し、その隣接地部分を駐車場にするということで図面等もみさせていただきまして、隣接の敷地であると確認してまいりましたので許可要件を満たすと思われます。

２番目の案件につきましては、現在の住宅が建っていて付随したところだけということでありますから、住宅地内であるということから許可要件を満たすと思われます。

３番目につきましては、まだ立ち木等は残っていたわけではありますが、現在そのままの形になっておりましてここも第３種農地でありまして、今の南陽病院の東側あたりで道路にも面しておりますし、転用の用件を満たすと思われます。

４番目の件につきましても、集落接続ということで、第１種農地ではありますが、転用の用件を満たすということを確認してきました。

５番の案件については、事情が複雑で、前の所有者の土地からの住宅がそのまま残っているところでございまして、そこを息子さんが相続を受け、今回の申請者■■■■さんというのは、その息子さん。住宅を建てた当時からするとお孫さんの代の方になるわけですけども、■■■■さんは前の事情を全然知らずに、ただ前から住宅が建っていたので、ここはもう転用なっているものだと思って話を進めていたような形でした。ですがよく調べますと、住宅ローンの関係で金融機関が入りまして調査したところ、敷地の一部がまだ農地のままで住宅が建っており、転用許可が必要だということが今回わかりまして、工事も始まっていたわけではありますが、本人同士は農地法を守らなければいけない、転用をしなければいけないという意識の無いままで住宅を建てたり、相続がされていたりしたので今回今住宅を建てている、孫さんお父さん２名から始末書を提出していただきまして、今後は農地の転用につきましても法に基づいたなかで、ちゃんと守っていただくということを約束していただきましたし、住宅地でもありますし転用も問題ないと思いますので、始末書があるということを加味していただきまして転用目的が妥当であると認めてまいりました。

議長（髙橋会長）

お諮りいたします。これより審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……異議なしの声……

議長（髙橋会長）

異議なしと認めます。

それでは、一括して審議いたします。

本案件について、質疑、意見はございませんか。

１２番
（伊藤圭一委員）

２番と４番で事務所が地元の人ではない。そうするとアパートか何かですか。

嶋貫農地係長　　２番につきましては、■■■■さんという方が元の所有者でございまして、こちらは▲▲に元々住んでいらした方の相続人でして、相続し遠くに住んでいて、現在空き家になっている住宅でございます。大変立派な家でございまして、その家を使わなくなったので空き家バンクに登録して処分したいという形で申請があったものです。その空き家バンクの情報を見られた▲▲の方が価格も安いということで取得したいという申出があり、空き家の方を先行取得したという形で、空き家の奥のほうに農地が付いていましたので、農地も一緒に処分したいという形で、空き家に付随する農地もあります、というご説明を差し上げたら、後々のことを考えて転用して宅地にしておくと、畑以外の用途にも使えるということで、転用申請がでたものでございます。

４番の案件につきましては、元の所有者の■■■■さんの方から建物を譲りうけて住まれる方と伺っております。近くにある■■■■さんの本社が▲▲にあり、その関係者の方がこちらに移り住む敷地として、住宅としで買われまして、それも先ほどの案件と同じように北側の方に農地がありまして、それも合わせて処分したいと言うご意向があり転用申請をして処分するという形になっております

それぞれこちらに移住されてくる形の申請との理解でございます。

議長（髙橋会長）　　その他に、質疑、意見はございませんか

……なしの声……

議長（髙橋会長）　　「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

本案件について、表決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの案件について、申請のとおり許可相当の意見を付することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……全員挙手……

議長（髙橋会長）　　妥当と認める委員が全員と認めます。

よって、本案件については、申請のとおり許可相当の意見を付することに決しました。

議長（髙橋会長）　　次に、日程第８　議第２５号「非農地証明願に対する可否について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長　　ただ今上程されました、議第２５号「非農地証明願に対する可否について」の提案理由を申し上げます。

本案は、農地法第２条に規定する農地に該当しない旨の証明の願い出が本委員会に対し１件ありましたので、提案するものであります。

事実を確認のうえ、証明の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（髙橋会長）　ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長　ただいま提案されました、議第２５号につきまして、ご説明します。
１番につきましては、▲▲の■■■■さんから願出があったもので、▲▲字▲▲番▲▲　外１筆　登記地目が　畑　合計１３８㎡が、昭和４２年に物置を建築して現在に至っているものです。
耕作出来る状態に回復するのが困難なため、証明できるものと判断できます。
以上です。

議長（髙橋会長）　ここで、現地調査について、報告をお願いします。
議第２５号　１番の現地調査について、４番峠田一徳委員より報告をお願いします。

４番（峠田一徳委員）　議第２５号　１番の現地調査について報告いたします。
この案件につきましては、議第２４号５番の案件と隣接している土地でございます。そして前の住宅が建っている脇に農作業小屋が建っておりまして、その部分の土地が今回、非農地証明の申請が出ている物件であります。かなり建ってから年数は経っていますが、まだしっかりと小屋としてありますので、とても農地に戻すことは不可能であると認められますので、この申請どおり非農地にするに問題ないと確認してまいりました。

議長（髙橋会長）　お諮りいたします。これより審議に入ります。
本案件について、質疑、意見を求めます。質疑、意見はございませんか。

……なしの声……

議長（髙橋会長）　「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。
本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件について、願い出のとおり証明することが妥当と認める委員は、挙手願います。

……全員挙手……

議長（髙橋会長）　妥当と認める委員が、全員と認めます。
よって、本案件については、願い出のとおり証明することに決しました。

議長（髙橋会長）　次に、日程第９　議第２６号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長　　ただ今上程されました、議第２６号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、令和２年６月１５日付け農第２７７号をもって、南陽市長から本委員会に対し、「農業経営基盤強化促進法」第１８条に基づいて、３件の所有権移転に関する農用地利用集積計画を策定するため、当該計画について同条第１項の規定により、本委員会において決定するよう求められましたので、ご提案するものであります。

ご審議のうえ決定くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（髙橋会長）　　ただ今、事務局長より説明がありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。

山内事務局長補佐　　ただ今提案されました、議第２６号につきまして、ご説明を申し上げます。

所有権移転が３件で計画面積が田１６，４２２㎡、畑２，９２９㎡の合計１９，３５１㎡となっております。

はじめに、１番につきましては、▲▲の■■■■さんから▲▲の■■■■さんに、▲▲字▲▲番▲▲始め３筆の田、合計３，０１９㎡を所有権移転するもので、移転の時期は公告の日、支払いは口座振替となっております。

２番につきましては、▲▲の■■■■さんから▲▲の■■■■さんへ、▲▲字▲▲番▲▲の田１筆２，７３６㎡を所有権移転するもので、移転の時期は公告の日、支払いは口座振替となっております。

３番につきましては、▲▲の■■■■さんから同じく▲▲の■■■■さんへ、▲▲字▲▲番▲▲始め５筆の畑２，９２９㎡、及び▲▲字▲▲番始め７筆の田１０，６６７㎡の合計１３，５９６㎡を所有権移転するもので、移転の時期は公告の日、支払いは口座振替となっております。

議長（髙橋会長）　　お諮りいたします。

この案件については、「農業委員会等に関する法律」第３１条の規定に基づく議事参与の制限に該当する委員が１名おりますので、分割して審議したいと思います。これに、ご異議ございませんか。

……異議なしの声……

議長（髙橋会長）　　異議なしと認めます。よって本案件は、分割して審議することに決しました。

それでは始めに、議第２６号２番の案件について、審議いたします。ここで、１３番鈴木正徳委員の退席を求めます。

……鈴木正徳委員　退席……

議長（髙橋会長）　　これより本案件について、審議に入ります。

質疑、意見はございませんか。

……なしの声……

議長（髙橋会長）　　「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長（髙橋会長）　　本案件について表決いたします。
お諮りいたします、ただいまの案件について、計画のとおり決定することが妥当と認められる委員は、挙手願います。

……全員挙手……

議長（髙橋会長）　　妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案件については、計画のとおり決定すべきものと決しました。

議長（髙橋会長）　　ここで、１３番鈴木正徳委員の復席を求めます。

……鈴木正徳委員　復席……

議長（髙橋会長）　　次に、議第２６号　１番、３番の案件について、審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……異議なしの声……

議長（髙橋会長）　　異議なしと認めます。
それでは、一括して審議いたします。
本案件について、質疑、意見はございませんか。

……なしの声……

議長（髙橋会長）　　「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長（髙橋会長）　　本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件について、計画のとおり決定することが妥当と認められる委員は、挙手願います。

……全員挙手……

議長（髙橋会長）　　許可することが妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案件については、計計画のとおり決定すべきものと決しまいた。

議長（髙橋会長）　　次に、日程第１０　議第２７号「南陽農業振興地域整備計画農用地利用計画の変更に係る意見決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長　　ただ今上程されました、議第２７号「南陽農業振興地域整備計画農用地利用計画の変更に係る意見決定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、令和２年６月４日付け農第２３５号で、南陽市長から本委員会に対し、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第３条の２第２項の規定により計画の変更について意見を求められましたので、ご提案するものであります。

ご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（髙橋会長）　　ただ今、事務局長より説明がありましたが、農林課粟野係長の補足説明を求めます。

農林課粟野係長　　今回、南陽農業振興地域整備計画農用地利用計画の変更について意見を求めますのは、農用区域から農用区域外に変更する一般除外１件です。

農用地利用計画の変更内容につきましては、▲▲地内において■■■■さんが本社事業の移転に伴い事業用地を拡大する事業計画によるものです。所在は▲▲字▲▲番外２筆で地目がすべて田であり合計が２，９３３㎡となります。この農地について南陽市から除外するものです。事業の計画の内容については、本社機能の移転にあたり、駐車場の拡張、車両の簡易な整備が出来る車両整備施設、洗車場の整備となっております。所有者および隣接所有者の同意、排水承諾等についてはすべて同意済みとなっております。

農用地利用計画の変更できる要件として定められている５つの要件、代替性がないこと、周辺農地への影響、用排水路等の施設区内の影響、担い手の農地集積への影響、土地改良事業施工後８年経過しているかどうか、これら５つの要件について事前協議会で確認し、これらについては問題ないと判断しています。

また、都市計画法による開発許可等におきましても手続きを要するむね指導しており、適切に事業を進めて行くところです。

以上説明しました事業計画により農用地利用計画の変更することについてご了承くださるよう、よろしくお願いします。

議長（髙橋会長）　　お諮りいたします。これより審議に入ります。本案件について、質疑、意見はありませんか。

……なしの声……

議長（髙橋会長）　　「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

本案件について表決いたします。

お諮りいたします。ただいまの案件について、変更することが妥当と認められる委員は、挙手願います。

……全員挙手……

議長（髙橋会長）　変更を妥当と認める委員が、全員と認めます。
よって、本案件については、変更することが妥当である旨の意見を付することに決しました。

議長（髙橋会長）　次に、日程第１１　承第２号「農業委員会事務の実施状況等の公表について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長　ただ今上程されました、承第２号「農業委員会事務の実施状況等の公表について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農業委員会等に関する法律第３７条において、「農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。」と規定されていることから、別紙「令和２年度の目標及びその達成に向けた活動計画案」及び「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」について、記載のとおり、公表を行うものであります。
ご確認のうえ、承認くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（髙橋会長）　ただ今、事務局長より説明がありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。

山内事務局長補佐　ただ今提案されました、承第２号について、ご説明を申し上げます。
農業委員会事務の実施状況については、農業委員会等に関する法律第３７条により、活動について、広く一般に知っていただくよう、農業委員会業務の３本柱であります【担い手への集積状況、新規就農の支援、遊休農地発生防止】などについての活動状況をまとめ、毎年、６月３０日までにホームページ上で公表をすることになっております。
また、公表した事項については県にも報告することとされております。
１ページから３ページまでが令和２年度の目標及びその達成に向けた活動計画であり、目標の設定の数値については、先月の最適化推進会議で提案された内容と同じものになります。
５ページ以降については、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価であり、担い手への農地の利用集積・集約化、農業経営の新規参入促進、遊休農地及び違反転用への適正な対応等の事務等に関する点検内容になっております。これも先月の最適化推進会議で提案された内容と同じものです。
以上、ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長（髙橋会長）　これより審議に入ります。
案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

……なしの声……

議長（髙橋会長）　「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。
本案件について表決いたします。
お諮りいたします、ただ今の案件について、原案のとおり承認することが妥当と認められる委員は、挙手願います。

……全員挙手……

議長（髙橋会長）　原案のとおり承認することが妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案は、原案のとおり承認することに決しました。

議長（髙橋会長）　以上をもちまして、本日提案されました議題は、すべて終了いたしました。
よって、令和２年６月１８日付け南農委告示第７号をもって招集いたしました南陽市農業委員会 委員総会を閉会いたします。
（閉会：ときに午後２時４５分）